

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内住宅のエネルギーの自立化を促進するため、村民が行う太陽光発電設備等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で中川村既存住宅エネルギー自立化補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、中川村補助金等交付規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽電池モジュール 太陽の光エネルギーを電気に変換する装置をいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。
- (3) 蓄電システム 充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置の総体をいう。
- (4) V2H充放電システム 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)からの電力の取出し及び電気自動車等への充電により、電気自動車等と建物との間で電力を相互に供給するためのシステムの総体をいう。
- (5) 太陽光発電設備等 太陽光発電システム、蓄電システム又はV2H充放電システムをいう。
- (6) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (7) 既存住宅 住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。
- (8) グループパワーチョイス 長野県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備等の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当する個人であつて、長野県が定めるクルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)第7条の規定による交付申請及び実績報告を行う予定の者であること。

- (1) 第8条の交付申請及び実績報告を行う時点において村内に居住する者であること。
- (2) 村税の滞納がない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員若しくはその構成員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が、長野県が定める信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項又は同要領第10条第3項の規定による認定を受けた事業者(以下「県認定事業者」という。)との販売や請負等の契約により別表に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを同時に設置する事業
 - (2) 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを同時に設置する事業
 - (3) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業
 - (4) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業
- 2 前項に定める補助対象事業は、補助対象者が県認定事業者との販売や請負等の契約を行った日(以下「補助対象事業着手日」という。)の属する年度に着手し、当該年度の2月末日までに完了するものとする。ただし、補助対象者が、第11条に規定する事業期間延長届を提出し、村長がそれを受理した場合にあってはこの限りでない。

(補助対象設備の設置場所)

第5条 補助対象設備及び前条第1項第3号並びに第4号に規定する既に設置された太陽光発電システムの設置場所は、補助対象者が居住する村内の既存住宅とする。なお、太陽電池モジュールについては、当該既存住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない事由により当該既存住宅の屋根上に設置することができない場合には、補助対象者が第7条に規定する事業着手届にその旨を記した書面等を添付し提出し、村長がそれを受理した場合に限り、その敷地内に設置してもよいものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に必要な経費から消費税及び地方消費税相当額を除いたもののうち、村長が適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その交付を受ける金額に相当する額の経費は、補助対象経費としない。

- 3 補助金の額は、補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費の額と次の各号に掲げる金額の合計額とのいずれか少ない額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (1) 太陽光発電システムの設置 5万円
 - (2) 蓄電システムの設置 15万円
 - (3) V2H充放電システムの設置 20万円
- (事業着手)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業着手日から30日以内に、中川村既存住宅エネルギー自立化補助金事業着手届(様式第1号)に同様式に掲げる書面を添付し、村長に提出しなければならない。
- (交付申請及び実績報告)
- 第8条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、県要綱第8条に基づく補助金の額の確定がなされた日が属する年度の3月31日までに、中川村既存住宅エネルギー自立化補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)に同様式に掲げる書面を添付し、村長に提出しなければならない。
- (交付決定及び額の確定)
- 第9条 村長は、前条による中川村既存住宅エネルギー自立化補助金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付が適当であると認めたときは、その結果を中川村既存住宅エネルギー自立化補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- (補助金の請求)
- 第10条 前条により補助金の交付決定及び額の確定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、中川村既存住宅エネルギー自立化補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出するものとする。
- (事業期間の延長)
- 第11条 申請者は、やむを得ない事由により、事業に着手した日の属する年度の2月末日までに補助対象事業が完了しないときは、同日までに、中川村既存住宅エネルギー自立化補助金事業期間延長届(様式第5号)に同様式に掲げる書面を添付し、村長に提出しなければならない。
- 2 前項の手続により事業期間が2年度にわたることとなった場合において、補助事業が2年度目の2月末日までに完了しないときは、再度、同日までに、中川村既存住宅エネルギー自立化補助金事業期間延長届(様式第5号)に同様式に掲げる書面を添付し、村長に提出しなければならない。
- (取得財産の管理)
- 第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した太陽光発電設備等を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 附 則
- (施行期日等)
- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に補助対象事業に着手している場合には、第7条の規定にかかわらず、速やかに事業着手届を村長に提出するものとする。
- 附 則(令和7年9月8日告示第42号)
- この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 附 則(令和8年4月1日告示第19号)
- この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象設備	要件
共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチャイ スの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの
太陽光発電システム	(1) 発電出力(太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称 最大出力をいう。)の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のい ずれか低い方の値)が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するも の
蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の対象 製品として登録のあるもの
V2H充放電システム	国が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入 促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

中川村長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

中川村既存住宅エネルギー自立化補助金 事業着手届

中川村既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱第7条の規定により、中川村既存住宅エネルギー自立化補助金の補助対象事業に着手したので、下記のとおり関係書面を添えて届け出ます。

記

1 補助対象事業

- ☐ 太陽光発電システム+蓄電システム
- ☐ 太陽光発電システム+V2H充放電システム
- ☐ 蓄電システム
- ☐ V2H充放電システム

2 補助対象設備の設置予定場所 中川村 _____ 番地 _____

3 補助対象設備の設置に当たり契約した県認定事業者

住所(所在地) _____

氏名(名称) _____

連絡先 _____

〈添付書面〉

- (1) 事業の着手日が確認できる書面(契約書等)の写し
- (2) 既存住宅の屋根上に設置できない事由及び代替の設置場所を記した書面(太陽光モジュールを既存住宅の屋根上に設置できる場合は添付不用)

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

中川村長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

中川村既存住宅エネルギー自立化補助金 交付申請書兼実績報告書

中川村既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱第8条の規定により、中川村既存住宅エネルギー自立化補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書面を添えて申請し、報告します。

記

1 補助対象事業

- ☐ 太陽光発電システム+蓄電システム
- ☐ 太陽光発電システム+V2H充放電システム
- ☐ 蓄電システム
- ☐ V2H充放電システム

2 補助対象設備の設置場所 中川村 _____ 番地 _____

3 補助対象設備の設置に当たり契約した県認定事業者

住所(所在地) _____

氏名(名称) _____

連絡先 _____

4 補助金交付申請額 _____ 円

〈添付書面〉

- (1) 県要綱別表第2(1)に掲げる交付申請書兼実績報告書別紙仕様書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類(請求書又は領収書等)の写

し

- (3) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し
 - *メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助対象事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と合わせて添付することにより、これに代えることができる。
- (5) 契約書等の写し（事業着手届に添付したものと変更がない場合は添付省略可）
- (6) 村税の納税証明書（発行日が申請日以前3か月以内のもの）
- (7) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果
- (8) 県要綱別表第2(9)に掲げるチェックリスト
- (9) 県要綱第8条に基づき補助金の額の確定がなされた旨通知されたことを証する書面等の写し
- (10) そのほか、村長が必要と認める書類

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

中川村長

中川村既存住宅エネルギー自立化補助金 交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請及び報告のありました中川村既存住宅エネルギー自立化補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定し、補助金額の確定を行いましたので、中川村既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付申請額 _____円
- 2 補助金交付決定(確定)額 _____円

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

中川村長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

中川村既存住宅エネルギー自立化補助金 交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定のありました
中川村既存住宅エネルギー自立化補助金について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込指定口座

金融機関	銀行 金庫 農協	本店・本所 支店・支所
種 別	普通 ・ 当座	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

*振込指定口座は、補助事業者と同一の者の名義人の口座を指定してください。

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

中川村長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

中川村既存住宅エネルギー自立化補助金 事業期間延長届

年 月 日付けで事業着手届を提出した補助対象事業について、事業期間を延長するので、下記のとおり関係書面を添えて届け出ます。

記

1 補助対象事業

- ☐ 太陽光発電システム+蓄電システム
- ☐ 太陽光発電システム+V2H充放電システム
- ☐ 蓄電システム
- ☐ V2H充放電システム

2 補助対象設備の設置予定場所 中川村 _____ 番地 _____

3 補助対象設備の設置に当たり契約した県認定事業者

住所(所在地) _____

氏名(名称) _____

連 絡 先 _____

〈添付書面〉

- (1) 契約期間の延長をしたことが確認できる書面(変更契約書等)の写し